

勝利の後の「停滞」

— S. Steele の「ポスト公民権運動問題」論をめぐって—

Black Americans' "Stagnation" after the Victory:

On S. Steele's Answers about the "Post-Civil Rights Movement Problems"

平 川 茂

Shigeru HIRAKAWA

要旨：公民権運動の結果、1964年に公民権法、1965年に投票権法が成立し、その後アファーマティヴ・アクション・プログラムが実施されたことによって雇用と教育の面で黒人の機会は大幅に拡大した。それにもかかわらずその後、黒人貧困層の社会・経済的狀態にはほとんど改善が見られなかった。それは、なぜなのか？これが「ポスト公民権運動問題」であった。この「問題」にリベラル派とも保守派とも違った独自の立場から取り組んだのがS. Steeleであった。彼は公民権運動が勝利した後の時期（1960年代後半）における自己の経験の考察に拠りながら、この「問題」にアプローチした。そしてこの時期、白人社会と黒人の間に「不幸な共生」関係が生まれたことを明らかにした。この「共生」関係の下では、自分たちが人種差別をしていたことに対して「罪悪感」を持った白人はアファーマティヴ・アクションを実施することによって、黒人から「赦し」を得た。他方、黒人は白人の罪を赦すことによって、アファーマティヴ・アクション実施という「成果」を得た。この「共生」関係がとりわけ黒人にとって「不幸な」ものであったのは、そこでは黒人は自らの状態改善の「主体」とならず済ませることができたからであった。しかしながら、誰であれ、またどんな集団であれ、自らの状態改善に「主体」として深く関わることができなければ、自己の社会・経済的狀態を改善することはできない。それゆえ公民権運動が勝利した後において黒人の状態を「停滞」させたのは、この「不幸な共生」関係であったということになる。

キーワード：白人の罪悪感、「白人の罪悪感」を当てにした戦闘性、不幸な共生、社会的正義、黒人であること

はじめに

1950年代後半から60年代前半にかけて行われた公民権運動の結果、1964年に公民権法、翌年に投票権法が成立し、その後アファーマティヴ・アクション・プログラムが実施された。それによって雇用と教育の面で黒人の機会は大幅に拡大した。それにもかかわらず1970年代になると大都市中心部（インナーシティ）の黒人居住区（ゲットー）では失業者が目立つようになった。また未婚女性の婚外子出産とそれに伴う女性世帯主家族さらには福祉受給者の増加も顕著になった。犯罪も増加した。なぜ、よりによって公民権運動が始まる前ではなく、それが終わって黒人の機会が拡大した後になってインナーシティのゲットーに住む黒人の状態は極度に悪化したのか？これが「ポスト公民権運動問題」⁽¹⁾であった。

この「問題」をめぐって、これまで「リベラル派」と「保守派」の研究者の間で活発な議論

がなされてきた。リベラル派は黒人貧困層の苦境の原因を人種差別に求めた。これに対して保守派は黒人貧困層の苦境は彼らの「貧困の文化」（現在志向、運命重視、劣等感など）から来ると考えた。そしてリベラル派は黒人貧困層の苦境の責任は差別をやめない白人にあるとみなして白人を責め、保守派は黒人貧困層の苦境は彼ら自身が招いているとみなして黒人貧困層を責めてきた。この構図は現在も揺らいでいない。

私は前稿（平川 2018）で、こうした議論のうち黒人貧困層の苦境の原因を人種差別にも黒人の「貧困の文化」にも求めない点で、この構図に収まらないものとして W.J. Wilson と S. Steele の議論を取り上げて、彼らの議論がどの程度「ポスト公民権運動問題」の〈解答〉として妥当であるかを検討した。

その結果以下のことがわかった。

① Wilson の〈解答〉は 1970 年代以後のアメリカ経済の根本的变化（「サービス経済化」）によって大量失業に見舞われたゲットーで、多くの黒人のなかに「自己効力感のなさ」が見られるようになったことであった。この〈解答〉はリベラル派と違って、分析を「社会心理特性」⁽²⁾ レベルにまで深めており、当該の「社会心理特性」にしても保守派の「貧困の文化」と違ってゲットーの社会関係とのつながりを持つものであった。その点で Wilson の〈解答〉は、リベラル派と保守派双方の議論の限界を超えるものと言えた。⁽³⁾

②けれども、こうした Wilson の解答にも問題がないわけではなかった。Wilson は、なぜ黒人貧困層が「自己効力感」を持っていないのかを「ゲットーの社会関係のあり方」との関係で説明していた。その結果「自己効力感のなさ」を、結局のところ「ゲットーにおける失業率の高さ」によって説明することで終わってしまうことになった。しかし黒人貧困層の「自己効力感のなさ」の説明をより一層説得的なものにしようとするれば、それを「ゲットーの社会関係のあり方」よりさらにミクロのレベルで問う必要があった。その点で Wilson の〈解答〉は不十分であった。

③これに対して Steele は「ポスト公民権運動問題」の〈解答〉を最初から黒人（貧困層に限らない）の「心理の領域」に求めた。1964 年公民権法施行以来、黒人は自己の能力に依拠してさまざまな場面で白人と渡り合うことができるようになった。しかしこうした「人種融合状況」に置かれた黒人は「黒人である自分が、白人と渡り合っていくのは無理ではないか」という「人種的不安」を抱いたり、「黒人は人種として劣っているから、自分の価値を信じるができない」という「人種的懐疑」に陥ったりするようになった。Steele は黒人に見られるこうした状態を「人種的脆弱性」と呼んだ。そしてこの「人種的脆弱性」は、黒人がそれに正面から向き合うのではなく、むしろその存在を認めまいとすることで「人種への固執」、「機会回避態度」、「現実の作り直し」を経て、黒人が「人種融合状況」において白人と渡り合うことを阻むように機能していた。その結果、公民権運動に勝利して 20 数年経ってもなお黒人と白人の社会・経済的地位の差は縮まらないどころか、大きく開いてしまった。したがって公民権運動後にあって黒人の「停滞」を招いているのは、黒人の「人種的脆弱性」ということになる。これが「ポスト公民権運動問題」に対する Steele の〈解答〉であった。

③のように要約することが可能な Steele の議論は、主に彼が 1950 年代に経験したことに基づいてなされたものであった。その後、彼は公民権運動の成果として 1964 年公民権法と 1965 年

投票権法が成立し、アフーマティヴ・アクション・プログラムが実施されるようになった時期（とりわけ1960年代後半）に注目し、この時期における自己の経験を組上に載せるようになった。そして彼はこの時期における自己の経験の考察を通して、白人社会と黒人の間に「不幸な共生」関係が見られるようになっていたと主張した。Steeleによれば、この「不幸な共生」関係の下では、黒人は白人社会に対して自らの状態の改善に向けて施策を実施するように要求するだけでよくて、自らその状態の改善に取り組む責任は負わずに済ませることができた。つまりここでは「黒人は客体で、主体は白人」ということになった。Steeleによれば、こうした「不幸な共生」関係が黒人の状態を「停滞」させることになった。したがって黒人が公民権運動に勝利した後まもなくして、白人社会と黒人の間にこうした「不幸な共生」関係が見られるようになったことが、「ポスト公民権運動問題」に対するSteeleの〈第2の解答〉ということになる。

本稿は、黒人が公民権運動に勝利した後の時期（1960年代後半）についてのSteeleの議論を辿りながら「不幸な共生」関係成立の経緯およびその帰結を明らかにしようとするものである。

なおSteeleは英文学者であり、論述の仕方はエッセイ・スタイルである。また彼の議論は自己の過去の「経験」を深く掘り下げて考察し、そこから「主張（opinions）」を導き出そうとするものである（「自分自身を見据えつつ、プライベートの私自身からパブリックな現実に至る途を辿る」（Steele1991: xi =1994:19））。したがってSteeleの主張の説得力は、ひとえに彼による自己の「経験」の解釈がどの程度妥当であるかにかかっている。それゆえ本稿でSteeleの主張を取り上げるにあたっては、その主張が導き出される元となった彼自身の「経験」の内容についても可能な限り詳しく記すことにする。

1. 「消極主義」から『白人の罪悪感』を当てにした「戦闘性」へ：黒人にとっての転換点 1968年

1968年6月初めの朝、Steeleは母親に対して怒りを爆発させた。両親はSteeleの卒業式に出席するために、前日シカゴからアイオワ州のシーダーラピッズにやって来てホテルに滞在していた。翌朝、両親は自分たちがホテルに到着した日（6月5日）の夜ロバート・ケネディが暗殺されたことを知り、ひどく動揺していた。とくに母親は泣いていた。彼女は言った。「マーティン・ルーサー・キングに続いてボビー・ケネディが殺されたことで、歴史は絶好のチャンスを失った」（Steele2006:16=2011:25-6）。⁽⁴⁾

Steeleの両親は「典型的な公民権運動世代」であった。Steeleは彼らが人種差別に対して堂々と闘う姿を見て育った。両親の闘い方は「非暴力の消極的な抵抗」によって、白人に人種差別の「不道徳性」を思い知らせようとするものであった。両親はこれこそが最善の方法と思っていた。Steeleによれば「たとえ酷い仕打ちを受けたときでも暴力に訴えることを断固として拒絶することが、彼らに『道徳の体現者』として非常に大きな力を与えた。そしてこれが公民権運動の偉大さであった」（ibid.: 17= 同上:26-7）。

このような両親であったから、母親がロバート・ケネディ暗殺を嘆き悲しんだとしても、それは自然ななりゆきであった。けれどもSteeleにとって、こうした母親の態度は激しい怒りを引き起こすものとなった。なぜなら彼は前年の夏ごろ（1967年8月）を境に、両親が支持していた公民権運動のあり方に対してかなり否定的になっていたからである。「私たちの世代がなす

べきことは前の世代とは違う。それは『説得』ではない。そうした『消極的なやり方 (passivism)』ではなく『戦闘的になること (militancy)』である」(ibid.: 18= 同上:28)。

実は両親がやって来る数週間前、Steele は大学の黒人学生 30 数名を従えて要求書を持って学長室に押しかけていた。そして学長 (マッカビー博士) に向かって「最大限の戦闘的なトーン」で要求書を読み上げているときに、Steele は自分が手にしていたタバコの灰が学長室のピロードの豪華な絨毯に落ちるのに気づいた。このタバコは彼が一团を率いて本部棟に到着したときに火をつけていたものだった (銘柄は当時の黒人に人気があったもの)。その後、彼は学長室まで隊列を組んで進む途中で、灰皿を探したが見つけることができなかった。それで火のついたタバコを手にしたまま、学長室に入って行ったのだった (ibid.: 18= 同上:28-9)。

しかしながら Steele はこのタバコの灰が学長室の絨毯に落ちるのに気づいても、動揺することはなかった。というのは、そのとき Steele に次のような「啓示」がもたらされたからである。「タバコの火を消すべきかどうかを思い煩うべきではない。そんなことを気にしない態度こそが俺が探し求めてきたものではないか? タバコの嫌な臭い、気持ちを苛立たせる煙、そして灰—これらこそが俺たちが『新しい歴史的使命を持って活動する新世代の黒人』であることを可能にするのだ。長い苦難に耐えながら『よるよる進む』消極主義などたくさんだ。ブルジョアのマーティン・ルーサー・キングなら、こんなときにタバコを吸うことなど絶対しないだろう。だからこそ、これは俺がやらなくてはいけないことなのだ。要するに『ブラック・パワー』というのは黒人が白人より『道徳的である』から力を持つのではない。『ブラック・パワー』が力を持つのは黒人が白人より『道徳的ではない』からなのだ」(ibid.: 18-9= 同上:29)。

Steele の両親はシーダーラピッズに到着した日、タバコの灰のことも含めて Steele がしたことを彼の仲間の親から聞いていた。両親はひどく落胆していた。彼らが言うには「運動は Steele のタバコのせいで、高い道徳性をもつチャンスをなくしてしまった。それゆえ要求の根拠も掘り崩されてしまった」(ibid.: 19= 同上:29)。

母親がロバート・ケネディ暗殺の報に接して嘆き悲しんでいたのを Steele が眼にしたのは、タバコの件をめぐって彼と両親が話し合った日の翌朝のことであった。それゆえ Steele は母親の態度に怒りを抑えきれなくなったのだった。彼は悲しみに暮れる母親を見たとき、あの学長室でタバコの灰が絨毯に落ちるのを平然と見ていた際に抱いたのと同じ「戦闘性と怒り」に満たされた。そして彼は、この「戦闘性と怒り」をもたらしたのが「黒人であることがパワーになるという感覚 (an empowering feeling of license)」さらには「黒人であるだけで、もはや常識的な礼節に従わなくてもかまわないという感覚」であることに気づいた。「俺が学長室のすばらしい絨毯にタバコの灰を落としたことも、ポビー・ケネディを軽蔑するようになったことも、まったく正しい。俺には俺の国を無視する『資格がある (licensed)』のだ」(ibid.: 19= 同上:30)。

Steele がキング流の公民権運動 (非暴力を旨とすることで白人に人種差別の「不道徳性」を思い知らせる) を批判して、既存の道徳を否定することを黒人の「特権」として肯定する「戦闘性」を支持するようになったのは 1967 年の夏の出来事がきっかけであった。その年の 8 月の夜、彼は、うだるような暑さのなかシカゴのサウスサイド地区にある小さな教会で開かれた「ブラック・パワー集会」に参加した。そしてそこでコメディアンディック・グレゴリーの演説

を聴いた。グレゴリーは当時コメディアンとしてかなりの人気者になっていたにもかかわらず「黒人の戦闘性」を公然と称揚するようになったことで、黒人社会でも名を馳せるようになっていた (ibid.: 31= 同上:44-5)。

グレゴリーの演説が Steele の心をとらえたのは、それが彼のこれまでの人種差別理解を一変させたからである。これまでの Steele にとって人種差別とは「アメリカの障壁、悲劇的な逸脱—それが取り除かれさえすればアメリカは開かれた公正な社会になる—であった」。これは Steele の両親を含む「公民権運動世代」に共通する考え方であった。それに対してグレゴリーは「人種差別」を「われわれが生きる世界全体を丸ごと規定するもの」とみなした。すなわち「人種差別とは『人知を超えた力』によって作り出される『社会構造』—そこでは『具体的な白人の誰それが黒人の誰それを抑圧する』というのとは違った形の (impersonally)』抑圧が見られる—である」。こうした人種差別理解はマルクス主義の見方に近いものであった。そしてこれがその後、黒人にとって人種差別理解の正統になっていった (ibid.: 32= 同上:46-7)。

グレゴリーの人種差別理解に基づけば、現実には起きるどんな差別事象でもそれは「氷山の一角」に過ぎないのであるから、その差別事象を問題にしてそれを解決すれば済むというものではなくなる。問題にしなくてはいけないのは個別の具体的な差別事象（「氷山の一角」）を生み出したと考えられる「(海面には現れていない) 氷山の本体」であって、それを問題にしてしかるべき解決策を講じなくてはいけないことになる (ibid.: 35-6= 同上:51)。

公民権運動の時代であれば個別の具体的な差別事象を問題にして、それに対処すればよかった。例えばレストランで食事することを禁止されていた黒人たちはランチ・カウンターへの座り込みを行うことによって、黒人もレストランで食事できるようにしていった。しかし公民権運動の成果として 1964 年公民権法と 1965 年投票権法が成立すると、個別の具体的な差別事象自体それほど頻繁に起きなくなった。Steele がグレゴリーの演説を聴いていた 1967 年とはそうした時期だった。そこで用いられるようになったのが、人種差別を拡大解釈した「氷山の一角」説であった (ibid.: 36= 同上:52)。なお Steele はこの「拡大解釈された人種差別」のことを「包括的人種主義 (globalized racism)」と呼んでいる (ibid.: 35= 同上:51)。

例えば白人が郊外に移って行く現象（「ホワイト・フライト」）にしても、これに「包括的人種主義」説を適用すれば、それは都市の税収の減少をもたらすものであり、税収の減少は黒人の生活環境の悪化につながると考えられるから、郊外への白人の移住は黒人に対する「人種差別」ということになった。またヴェトナム戦争に従軍する黒人兵の数が人口比以上に多いという現象は、その背後に黒人の貧困や不就学があると考えられるから、これもまた「人種差別」ということになった (ibid.: 33= 同上:47-8)。

当時の黒人がこうした「包括的人種主義」説を適用して、公民権運動時代であれば注目されなかった現象を取り上げてそれを「人種差別」だと問題にするようになったとき、白人はそれをどう受け止めたのだろうか？

白人—とりわけリベラル派の白人は、次節で詳しく見るように 1964 年公民権法と 1965 年投票権法の成立を経るなかで、自分たちがこれまで黒人に対して過酷な人種差別を行っていたことを思い知らされた。そこから白人のなかに、自分たちが行っていた人種差別に対する「罪悪

感 (guilt)」が生まれた (ibid.: 58= 同上:80)。そしてこうした「罪悪感」を抱いた白人は、自分たちはもはや黒人のどんな主張であれ、それらに異論を唱えることなどできないと考えるようになった。その結果「包括的人種主義」説も白人に受け入れられるようになった。

もちろんリベラルな白人の中にも「包括的人種主義」説を受け入れない人はいたし、保守派の白人に至ってはこうした「人種差別の拡大解釈」に対して激しく反発する者さえいた。しかし、たとえ「包括的人種主義」説を拒絶する人といえども、もはや人種差別自体を容認することはできなくなっていた。⁽⁵⁾

このとき黒人にとって「包括的人種主義」説は「価値ある (valuable)」ものになるだろう (ibid.: 34= 同上:49)。なぜならこの「包括的人種主義」説にあっては、個別の具体的な事象が問題にされ、それが人種差別であるかどうか問われるのではないからだ。つまりそこでは「白人の誰それが黒人の誰それをどういうふう抑圧したか」が問われるのではない。そうではなくて「個別の具体的な事象」の背後にある「構造」が「黒人にとって不利であるかどうか」が問題になる。したがって人種差別の新しい定義として「包括的人種主義」説を支持するようになった黒人は、あらゆる事象を「その『構造』が黒人にとって不利になるかどうか」で判断したうえで「不利になる」と思われた事象に対しては「それは人種差別である」と主張することができるようになるだろう。しかも、この「包括的人種主義」説を認めない保守的白人といえども、もはや人種差別そのものを是認することはできなくなっていたのであるから、黒人は原理的には誰に対しても「それは人種差別である」と主張することができるようになるだろう。このとき特定の事象について「それは人種差別である」と主張する黒人は、そうすることによって何らかの (場合によっては莫大な)「利益」を得ることができるようになるだろう。このように特定の事象に関して「それは人種差別である」と主張することが、主張する当該の黒人に対して何らかの「利益」をもたらすようになったとき、この「それは人種差別である」という主張を、Steele は「人種カード (race card)」と呼んでいる (ibid.: 40= 同上:56)。

Steele たちに要求を突きつけられたマッカビー学長は、Steele たちのふるまいの無礼さや要求の理不尽さ (Steele 自身後に振り返って、あの時の要求項目はいずれも「的外れなものであった」とみなしていた) に対して、その非を指摘したうえで退出を命じることも考えられないわけではなかった。しかしたとえ学長がそうしていたとしても、Steele は一向にたじろぐことはなかっただろう。なぜなら彼には「もし学長が私たちの行く手を阻んだときは、次のように言ってやる用意はできていた」からである。「俺たちのやり方に難癖をつける前に、お前とお前の大学の至る所に見られる人種差別のことを心配しろ」(ibid.: 24= 同上:36)。

Steele がここで言わんとしていることは、マッカビー学長が大学の「人種差別」を放置しているとみなされる以上、彼には「人種差別」の「犠牲者」である黒人がやることを否認することなどできないということである。しかもここで言われている「人種差別」なるものは、あの「包括的人種主義」であるから、たとえ学長が人種差別などしていないと言ったとしても Steele は「そんなことはない。何何 (特定の『構造』) は自分たち黒人にとって此れ此れの不利益をもたらしている」と言い募ることができるだろう。

Steele が学生の一団を率いてマッカビー学長のところに押しかけたのはグレゴリーの演説を

聴いた数か月後（1968年5月）のことであった。先に見たように、このとき Steele のなかに満ちていた「戦闘性と怒り」とは「黒人であることそれ自体がパワーになるという感覚」から生まれていた。そしてこの“黒人であること＝パワー”という感覚が生じてくる背景には、次節で詳しく見るように、1964年公民権法と1965年投票権法が成立するなかで、白人がこれまで黒人に対して過酷な人種差別を行ってきたことを思い知らされ、そのことに対して「罪悪感」を抱くようになったという事情があった（*ibid.*: 58= 同上:80）。したがってマッカビー学長を前にした Steele を満たしていた「戦闘性と怒り」とは、白人がこれまで行ってきた人種差別に対して抱くようになった「罪悪感」を前提にしたものであったと言える。タバコの灰が絨毯に落ちるのを目にしても Steele が平気だったのも、学長に対して「理不尽な」要求を押しつけることができたのも、白人が行ってきた人種差別に対する「罪悪感」を抱いているはずの学長に、それらを咎めたり、拒絶したりすることなどできるはずがないと高を括っていたからとみなすことができる。さらにそれに加えて Steele には、必要に応じて「人種カード」として利用可能な「包括的人種主義」説もあったから、マッカビー学長に対する彼の態度が「戦闘性」を帯びることは必然であった。

Steele がマッカビー学長に対して行った無礼な行いに窺われるように、1960年代後半になって黒人のなかに広く見られるようになった「戦闘性とは『白人の罪悪感』をうまく利用して白人社会に圧力をかけ、当該の白人社会が責任を持って黒人の状態の改善に当たるように仕向けるためのもの—そのためだけの (*solely*) ものであった」（*ibid.*: 59= 同上:81）。Steele はこうした「戦闘性」のことを「『白人の罪悪感』を当てにした戦闘性（“white guilt” militancy）」と呼んでいる（*ibid.*: 60= 同上:82）。これは、白人はこれまで自分たちが人種差別を行ってきたことに対して「罪悪感」を抱いているから黒人の要求は何であれ受け入れるはずだと確信したうえで、何であれ黒人の要求に応えるように白人に迫る際に黒人が取る高飛車な態度のことである。

1966年7月17日、ストークリー・カーマイケルによって叫ばれて以来、黒人は「ブラック・パワー」という言葉を頻繁に使うようになっていた。Steele によれば、この「ブラック・パワー」という言葉にしても、黒人が自らの状態の改善のために白人に対して「その力（いわば『ホワイト・パワー』）を使うように仕向けるため」のものであった（*ibid.*: 60= 同上:83）。つまり「ブラック・パワー」とは、黒人が自らの状態の改善のために白人社会に「ホワイト・パワー」を発揮させる手段に過ぎなかったのである。⁽⁶⁾

2. 「白人至上主義」から「白人の罪悪感」へ：白人にとっての転換点 1964-65年

公民権運動の成果として1964年に公民権法そして翌年、投票権法が成立した。これによってそれまで支配的であった「白人至上主義」は完全に否定された。

「白人至上主義」とは、人種の階級制（最上層に白人、最底辺に黒人を位置づける）を「神の意思」の顕れとみなしたうえで、それが「道徳的である」とする観念である。これは西洋世界が全体として「富と権力」の所有の点で歴史上（16世紀～20世紀前半）圧倒的に優位であったがゆえに「道徳的権威」として大きな力を持った。そしてこれが奴隷制を支えた（*ibid.*: 99-100= 同上:132）。

Steele は、この「白人至上主義」の「道徳的権威」がいかに強大であったかを示すために、彼が中学1年生だったとき歴史を教えていた先生（ミセス・バージェス）にふれている。このとき彼は12歳だったので1958年ごろのエピソードということになる。Steele は小学6年生まではシカゴのサウスサイド地区にあった黒人生徒だけの学校に通っていた。しかし担任からひどい「いじめ」を受けた後、その学校には行かなくなっていた。そこで両親は彼に白人生徒が受けている良質の教育を受けさせようと考えて、相当な犠牲を払って白人生徒だけの中学校に入学させていた。したがって歴史の授業も黒人の生徒は Steele だけというなかで行われていた。そうしたなかで、ついに彼が恐れていた日—アメリカの奴隷制度について学ぶ—がやって来た。教科書にはひとりの女性奴隷の写真が載っていた。彼女は「ぼろぼろの不格好な服を着て、綿畑の中に立っていた。頭には髪型の下品さを隠すためであるかのように『ジャマイマおばさん (Aunt Jemima)』風のバンダナを巻いていた。眼はぎよろ目で、唇は分厚く、それを突き出して奇怪な笑みを浮かべていた」。そしてこの写真には次のような説明文が付されていた。「アメリカの奴隷は一生懸命働かなくてはいけなかったが、大事にされたので幸せだった。そこで彼らは大いにダンスや歌に興じた」(ibid.: 101-2= 同上:134-6)。

当時、白人は黒人の「不満や抗議」など無視してもかまわないし、そうすることは白人の「特権」とみなされていた。それにもかかわらず Steele は討論の時間になると、やっとのことで「奴隷は必ずしも皆が幸せだったわけではないのではないか」という趣旨のことを小さな声で言った。しかしバージェス先生は Steele の発言などまるでなかったかのように無視した。授業が終わって何時間か経ったころ、彼は廊下で先生に呼び止められた。Steele は先ほどの自分の意見に対して先生が何か言ってくれるのではないかと期待したが、先生は彼の当番のことについてありきたりのことを言っただけだった。彼はがっかりした表情を見せた。それに対して先生は Steele が落胆した理由がわかったというような表情をした。そこで彼は、自分が歴史の時間に話したこと（「ささいな抗議」）が先生の耳に届いていたことを知った。それにもかかわらず先生は何も言わないままであった。そのうち先生の顔に「こわばった苛立ちの表情」が浮かんで来た。Steele はこの表情を見て以下のことを察した。先生は「Steele が自分を困らせたこと、そして今後もこうしたこと（『人種がらみの小さな抵抗』）を続けるなら、自分の我慢もすぐ限界に達することを彼にわかってもらいたがっている。さらに自分が Steele のしたことに触れないのは好意からであって、それに感謝してほしいと思っている」。そこで Steele は「その後二度と奴隷のことを話題にすることはなかった。先生もクラスの皆も同じだった」(ibid.: 102-3= 同上:137)。

バージェス先生は「白人至上主義」の時代に生まれ育ったので、他の多くの白人と同じく、その正しさを微塵も疑うことはなかった。彼女にとって「白人至上主義」は絶大な「道徳的権威」を持っていた。それゆえ彼女は Steele が行った「小さな抗議」に対して、それを完全に無視することができた。そしてバージェス先生は Steele の今後の人生を考えたとき、彼の「小さな抗議」などなかったかのように無視することが彼自身にとっても最善のことだと確信することができた。なぜならバージェス先生には「人種主義の時代は、これからもずっと続くと思われた」からである (ibid.: 103-4=1 同上:138)。

しかしながら「白人至上主義」は1964年公民権法と1965年投票権法の成立とともに否定された。それはいまや「他者をこれまで全面的に『非人間化していたもの』—他者を支配し、資源を盗み、奴隷化、征服、改宗、搾取、排除、さらには殲滅さえしてきたものとなった」。つまり「白人至上主義」は「白人を悪とするもの (white evil)」になった (ibid.: 100-1= 同上:134)。

「白人至上主義」が白人の人種としての優秀さを示すのではなく彼らが人種として「悪」であることを明示するものとなったとき、白人から依拠すべき「道徳的権威」が失われた。そして「白人至上主義」という「道徳的権威」をなくした白人のなかに生まれたのが、自分たちがこれまで行ってきた人種差別に対する「罪悪感」であった。「『白人が抱く罪悪感 (white guilt)』」とは、白人がこれまで人種として黒人に対して酷いことをしてきたことが公に認められたときに生まれるものであり、『道徳的権威』の消失を伴うものである」(ibid.: 99= 同上:132)。

Steeleは「罪悪感」を抱いた白人が黒人の異議申し立てに直面したとき、いかに黒人のいいなりになるかを、自身が要求書をもって集団で押しかけた際のマッカビー学長の態度のなかに見ていた。前節で見たように、Steeleはそのときタバコの灰が絨毯に落ちて気にならずに、強い調子で要求書を読み上げ続けた。学長はSteeleがタバコの灰に頓着しないことについて注意することもなかったし、要求もすべて認めた(最初怒りの表情があらわれたが、やがてそれは消えた)。なぜならマッカビー学長には、Steeleたちの大胆なふるまいと理不尽な要求を咎め、正すための「道徳的権威」がなかったからである (ibid.: 105= 同上:140)。

マッカビー学長は「高潔な人物」であり、白人が黒人を差別していたことを否定したり過小評価したりするような人ではなかった。学長はSteeleたちの無礼な行動の背後に「黒人たちのもっと大きな怒り」があることを知っていたのではないかとSteeleは推察している (ibid.: 23-4= 同上:35)。

Steeleが「白人の罪悪感」を目の当たりにしたのは、これが初めてであった。「白人の罪悪感」は、「白人至上主義」が否定されたことによって、白人がこれまで行ってきた人種差別に対して抱くようになったものであり、そしてそれとともに白人から「道徳的権威」が失われることになった。このようにして生まれた「道徳的権威の空白 (a vacuum of moral authority)」に白人は耐えることはできないだろう。なぜなら「道徳的権威がない」ということは自己の行為を支えるものがない、さらに白人社会を正当化するものがないということだから。そこで「道徳的権威の空白」に耐えることができない白人は、これまで黒人を差別してきたことを「罪」と認めたいので、それを黒人に赦してもらうことによって「道徳的権威」を回復しようとするだろう (ibid.: 24= 同上:35-6)。

3. 白人社会と黒人の「不幸な共生」関係の成立

グレゴリーの演説のなかで「人種差別の拡大解釈」と並んでSteeleの心をとらえたのは「責任」に関する部分であった。グレゴリーによれば、人種差別が行われていた時代、白人は黒人に対して「責任を果たすこと」の重要性は強調しても、それを果たすための手段を手に入れる自由は与えなかった。しかしまれに、そうした悪条件のなかで苦勞して責任を果たす者もいたが、ほとんど報いられることはなかった。それゆえ責任を果たすことは「黒人を抑圧する当該

の差別的な社会秩序をますます強固なものにするに過ぎない」ことであった。このことに無自覚に一生懸命働く黒人のことをグレゴリーは「お人好しの黒人 (the “good Negro”）」と呼んだ。この言葉を聞いたとき Steele はすぐに父親のことを思い浮かべ、確かにグレゴリーの言う通りだと納得した (ibid.: 52=72-3)。(7)

Steele がグレゴリーの演説に魅入られていた時から遡ることおよそ2年前 (1965年6月4日)、この「責任」のあり方に関して、その後きわめて大きな影響を及ぼすことになる演説がジョンソン大統領によってなされていた。これがハーワード大学 (黒人学生が大多数を占める伝統校) の卒業式で行われた有名な演説である。それは1964年公民権法が成立しておよそ1年になるのを記念して行われた。

ジョンソン大統領はそこで黒人の状態を改善するには、黒人に対して「機会の平等」を実現するにとどまらず「結果の平等」をも実現する必要があると述べていた。

「機会の門を開くだけでは十分ではないのです。わが市民のすべてにこの門を通り抜ける能力を持たせねばなりません。これが公民権を求めてきた闘いの次に来る、より深遠な段階なのです。われわれは自由のみならず機会を求めています。われわれは法律上の平等だけでなく、人間としての能力を求めています。また権利や理論としての平等だけでなく、事実としての平等および結果としての平等を求めているのです」。

なぜなら「長年にわたり鎖につながれていた人に対して、もう自由になったのだから競争のスタートラインに立って『他の人たち皆と競争できます』と言うのは公平であるとは言えない」からである。(8)

ジョンソン大統領の演説のこの部分をもって、Steele は、このときから黒人の状態を改善する「責任」は白人社会の側にあるということになり、黒人は自らの状態を改善する「責任」を免除されることになったと考えている。ジョンソン大統領の「偉大な社会」政策—1964年公民権法成立のおよそ1ヶ月半前 (1964年5月22日) に公表された—にしても「責任の『再配分』計画であって、それを通してジョンソン大統領は白人社会に対して黒人の前進のために大きな責任を持つように要請したのである」(ibid.: 53= 同上:74)。

白人社会は1965年からアフーマティヴ・アクションを実施し始めていた。これは先に見たジョンソン大統領の演説にある「結果の平等」の実現をめざした施策であった。最初の頃は、公共事業で連邦政府と契約している企業に対して労働者を雇用するにあたって人種等を基準にすることを禁じる段階に留まっていたが、ニクソン政権下の1969年からは、雇用や教育面で黒人に対して「優先枠」を設定することによって黒人の状態を改善しようとするものになった (Cashmore1994:7、川島2014:115-121、安井2016:135-180)。

例えば大学入学に関しては各大学に入学者の一定割合を黒人にすることが義務づけられた。一般に白人学生に比べて黒人学生の学力は低かったから、そうしたなかで合格者の一定割合を黒人にしようすると、大学は黒人学生と白人学生に対して異なった基準 (合格点) を設定しなくてはいけなくなった。いまある大学が黒人学生の合格点を白人の合格点より何点か低くすることによって、一定割合の黒人合格者を確保したとする。その結果、合格者の一定割合を黒人にするという義務は果たせたことになる。しかしこれで終わりということにはならないだろう。

大学は低い合格点で入学した学生に対して何らかの対策を講じて、これらの学生の学力の向上を図る必要があるはずだ。大学はそれを行うだろうか？ Steeleによれば、それがなされることはないとのことである。なぜなら「結果の平等」を重視するアファーマティヴ・アクションにあっては大学入学者の一定割合を黒人にしたという「結果」が実現すれば十分だから。「『結果』指向の（“results”-oriented）」アファーマティヴ・アクションは「黒人の業績や能力が実際にどの程度向上したかということに関しては、それを明らかにする説明責任を免れている」（*ibid.*: 61= 同上:84）。

なぜ「結果」指向であれば、黒人の業績や能力の向上に関心が持たれなくなるのだろうか？ Steeleによれば、自分たちがこれまで行ってきた人種差別に対して「罪悪感」を抱いた白人社会にとって最も重要なことは、黒人の状態の改善につながるような施策を実施することによって、白人社会が人種差別をなくすために努力していることを黒人に認めてもらうことだからである。ではなぜ白人社会にとって自分たちが人種差別を克服するために努力していることを黒人に認めてもらうことが最も重要なのだろうか？それは白人社会が人種差別をなくそうと努力していることを黒人に認めてもらえさえすれば「道徳的権威」——1964年公民権法と1965年投票権法の成立時点で失われてしまった——を取り戻すことができているからである。「アファーマティヴ・アクション的な改革とは、白人社会にとって、マイノリティの状態がどれだけ改善したかに思い煩わされることなく、またはそれをまったく考慮することなしに『道徳的権威』を取り戻すことを可能にするものである」（*ibid.*: 63-4= 同上:87）。

白人社会はこれまで過酷な人種差別を行ってきたことに対して「罪悪感」を抱くがゆえに、アファーマティヴ・アクションの実施を通じて黒人の状態の改善を図ろうと考えた。この考えの背後には、自分たちがアファーマティヴ・アクションの実施を通して人種差別をなくそうとしていることを黒人に認めてもらえさえすれば「道徳的権威」を取り戻すことができるはずだという目算があった。黒人の側には白人社会のこのもくろみに乗らない手はない。なぜならアファーマティヴ・アクションが実施されることは、少なくとも何もなされない場合に比べて黒人の状態が改善されることにつながると考えられるからである。そこで黒人は白人社会にアファーマティヴ・アクションの実施を要求する。その際、黒人が取るスタイルが、前節で見たような「戦闘性」——実質は「『白人の罪悪感』を当てにした戦闘性」として特徴づけられるものであった。そこで白人社会が黒人の要求に応じてアファーマティヴ・アクションを実施すると、黒人はそのことを肯定的に評価するはずである。白人社会から見れば、これは、黒人が「白人の罪」を赦したことになるだろう。

上に見られるように白人社会と黒人はお互いに相手に対して「貢献」することによって、必要な「成果」を獲得していた（白人社会はアファーマティヴ・アクションを実施することで、罪を赦された（「贖罪」を勝ち得た）／黒人は「白人の罪」を赦すことで、アファーマティヴ・アクションの実施という「成果」を勝ち得た）。こうした関係は一般的には「共生」と呼ばれる。しかし Steeleは白人社会と黒人のこうした関係をあえて「不幸な共生（sad symbiosis）」と呼んでいる（*ibid.*: 62= 同上:85）。

白人社会と黒人の間に見られるようになった、この「共生」はなぜ「不幸」なのだろうか？

それは、白人社会がアフーマティヴ・アクションの実施によって黒人の状態の改善がどの程度なされたかという検証をほとんど行わないまま、アフーマティヴ・アクションを実施したこと自体をもって、自分たちの「罪」は赦されたと思い込んでしまい、それゆえ過去の「白人至上主義」が黒人に強いた犠牲に対する反省が中途半端になってしまうからである。その結果、白人のなかにアフーマティヴ・アクションの「成果」の不十分さを顧みない一方で、しかしそれが実施されたこと自体をもって自分たちの「功績」とみなし、あまつさえ自らを黒人に「恩恵を与える者」とみなす傾向まで生まれた。例えば「偉大な社会」計画の策定に関わったという白人男性は、それがもたらした負の結果（「ギャングとドラッグ売人の横行」や「福祉依存」など）を指摘した Steele に対して「これだけは言うておく。私たちがこの国を救ったんだ。あんたはそれに感謝すべきだ」と言い放った (ibid.: 125= 同上:162)。またミシガン大学アフーマティヴ・アクション訴訟 (2003 年) において、法科大学院入試での黒人「優先枠」設定を合憲とした判決で反対意見を書いたトマス判事 (黒人) に対して『ニューヨーク・タイムズ』コラムニストのダウド記者 (白人女性) は「トマス判事はアフーマティヴ・アクションに『感謝』すべきである」と書いた (ibid.: 147= 同上:191)。

しかしながら、この「共生」が「不幸」となる程度は黒人において格段にはなほだしいものになる。なぜならこの「共生」の下では黒人は自らの状態の改善のための「責任」を取らないで済ませることができたからである。しかし Steele によれば「人間は、個人であれ集団であれ、自分で十全な責任 (full responsibility) を取るのがなければ、自らを向上させることなどできない」 (ibid.: 62= 同上:85-6)。

奴隷制時代において奴隷は自由でなかったがゆえに、自分の生活・人生に「責任」を負うことができなかった。Steele によれば「人は自分の生活・人生に責任を負うことができ初めて、自分の生活・人生の主体 (agency) となることができる」。したがって奴隷は自分の生活・人生の「主体」ではありえなかった。この意味で奴隷は人間として生きることができなかった。すると人間を「十全な人間」たらしめるのは、人間が自分の生活・人生の「主体であること (agency)」になる (ibid.: 47-8= 同上:67)。

白人社会と黒人の「不幸な共生」の下では、黒人は自らの状態の改善に向けて努力する「責任」を負わなくてよかった。ということは— Steele の論理に従えば—黒人は自らの生活・人生の「主体」ではないということになる (ということはまた、黒人は「十全な人間」たりえていないということでもあるが)。この「不幸な共生」にあつての「主体」と言えば、それはアフーマティヴ・アクションを実施する白人社会であった。つまりこの「不幸な共生」関係の下では「白人が主体で、黒人は客体 (Whites are agents; Blacks are agented)」ということになってしまう (ibid.: 148= 同上:193)。

1964 年公民権法と 1965 年投票権法が成立し、アフーマティヴ・アクションが実施されるようになって「黒人は白人社会の援助を受けるだけの客体」になってしまった。Steele はここに「皮肉」を見ている。なぜなら公民権運動時代において黒人は「自分自身の運命を自ら切り開きながら、公民権獲得をめざす偉大な闘いを行い、勝利したからである」 (ibid.: 63= 同上:86)。

4. 「不幸な共生」関係の帰結

「不幸な共生」関係において第一に重視されるのは「社会正義」である。なぜならこの「共生」にあつて白人社会の最大の関心は「道徳的権威」を取り戻すことであり、「道徳的権威」の回復には白人社会が人種差別をなくそうと努力していることを黒人に認めてもらうことが必要だったから、白人社会には「社会正義」の実現をめざすことに消極的になる理由はない。むしろ積極的になるはずだ。他方、黒人からすれば、白人社会に対して「社会正義」の実現を迫ることはきわめて有効な手段となる。なぜなら白人社会は「社会正義」の実現に消極的であるはずがないことは十分想定される以上、「社会正義」の実現を迫るならば、それが拒絶されることはほとんど考えられないからである。それゆえ黒人は白人社会に「社会正義」の実現を迫ることを最優先するようになる。その結果、教育や雇用面で黒人自らが努力することは顧みられなくなる (ibid.: 63= 同上:86)。

例えば黒人生徒の低学力問題であれば、黒人はそれを「人種的不正義問題 (problems of injustice)」として取り上げて、白人社会に「人種的不正義」の是正を求める傾向がある。そしてそれを受けた白人社会が提示する対策は次のようなものになりがちである。「強制バス通学実施、黒人の役割モデルとなるような教師の登用、『黒人の歴史』コースの設置、読書リストに載せる本の『多様性』の確保、『黒人英語』の重視、多文化主義の保障、多様な文化に『開かれた』学級編成、人種バイアスがない統一試験の実施など」。しかしながら、Steeleによれば、黒人生徒の低学力問題の解決にとって真っ先に問わなくてはいけないのは「親の責任であり、子どもが読み・書き・算数の勉強に一生懸命取り組むようにすること」である。これ抜きに「社会正義」に関わる対策を行っても黒人生徒の低学力問題が解決することはない (ibid.: 64= 同上:88)。

「不幸な共生」関係において、次に重視されるのは「黒人であること (“blackness”）」である。「不幸な共生」にあつては「白人が主体で、黒人は客体」であったが、白人はアフーマティヴ・アクションの実施を通して、自分たちがもはやかつてのような「白人至上主義者」ではないことを黒人に認めてもらうことによって「道徳的権威」を取り戻さなくてはいけなかった。換言すれば、白人社会はアフーマティヴ・アクションを実施することによって、自分たちがかつて黒人に対して犯した人種差別という「罪」を赦してもらわなくてはいけないということである。他方、黒人は白人にアフーマティヴ・アクションの実施を要求し、それが受け入れられれば、白人社会は「白人至上主義」時代に行ったことを反省しているとみなした。換言すれば、黒人は白人の「罪」を赦す立場になったとすることができる。つまり「白人社会が『罪』の赦しを請い、黒人が『赦す』」という関係が生まれたのである。Steeleはこれを「人種役割の逆転 (racial role reversal)」と呼んでいる。これによって黒人は「白人至上主義」時代に、白人に酷いことをされたが、いまや「『白人の罪』を赦す」という優位な立場に立つようになり、その結果、晴れて「全き人間 (fully human)」とみなされるようになった (ibid.: 71-2= 同上:98)。

「人種役割の逆転」によって「黒人であること」の価値は高まり、逆に白人の価値は低下した。すなわち「黒人が最も優れており、白人は劣っている」とみなされるようになった。その結果、黒人から「白人社会アメリカの『システム』は無視され」、「『白人世界』は軽蔑されるようになる」のに対して、「『黒人であること』は崇められる」ようになった (ibid.: 74=101-2)。

グレゴリーの演説を聞いた Steele は「軽い躁状態」になり、その夜は一睡もしないで友人と語り明かした。そして夜が明けると公衆電話からシカゴ交通局に電話して公共バス運転手の仕事を辞めると伝えた。この仕事は苦勞してやっと就けたものであり、しかも Steele がこれまでやってきたアルバイトのなかでは最も恵まれたものだった。それにもかかわらず、彼はあっさり辞めてしまった (ibid.: 70-1= 同上:96)。

Steele によれば彼が唐突に仕事を辞めたのは、いまや地に落ちた「白人社会の権威」とそれが今まで黒人に押し付けてきた「個人責任」を拒否するためであった。しかしその背後にあって、Steele に仕事を辞める決断をさせたのは、彼に「自分という存在が『黒人であること』に支えられていると感じることができた」からであった。すなわち「この『黒人であること』が自分のなかに、これまでなかったすばらしい自己肯定感 (*self-esteem*) —白人社会アメリカからは絶対得られない—をもたらしてくれた」からであった (ibid.: 74= 同上:102)。

この「新しく生まれた、すばらしい自己肯定感」は、Steele にとって「白人社会アメリカでは一生かかっても得られないほど」貴重なものであった。このように思うようになった Steele は、もはや白人社会アメリカで努力することに価値を見出すことができなくなるだろう。実際、夏休みが終わって大学に戻っても勉強する気になれなかったため、成績は落ちた。「以前であればひどく落ち込んだだろうが、その時はまったく気にならなかった。先生たちは心配してくれたが私は平気だった。またこのことが大学院進学にどう響くかにも頓着しなかった」。Steele によれば「いまや自分にはあの『新しく生まれた、すばらしい自己肯定感』があるので、たとえ『白人』世界でうまくやれなくてもそれを引き受ける (*bear failure*) ことができるようになった」。Steele は、この経験を通して「自己肯定感」が、大学で良い成績を取ることに匹敵する「業績 (*accomplishment*)」になることを知った (ibid.: 75= 同上:103)。

「黒人であること」から得られる「自己肯定感」それ自体が、「アメリカ主流社会で得られる業績に匹敵する価値」を持つと思えるようになった Steele は、バス運転手の仕事をきっぱり辞めた。しかし Steele によれば、当時黒人がよくやったこと—学校を中退する、イスラム教に改宗する、「奴隷であったことを彷彿させる名前」から急ごしらえのアフリカ風の名前に変える、武器を買って使い方を習得するなど—はすべて、あの「自己肯定感」が当人にとって価値ある「業績」と思われたから行われたのであった。Steele 自身は、後年こうした行いが実は「自滅 (*self-destruction*)」につながることに気づくのであるが、当時は「黒人であること」は「特権 (*privilege*)」である—黒人だけが「黒人であること」を「アメリカ主流社会で獲得される業績に匹敵する価値をもつもの」とすることができる—と思い込んでいた (ibid.: 76= 同上:104)。

おわりに

1965年6月4日、ジョンソン大統領がハーワード大学の卒業式で行った演説以後、黒人の状態を改善するのは白人社会の責任で、黒人は白人に対してその責任を果たすように要求するだけの存在になっていった。Steele によれば、彼がグレゴリーの演説を聞いた1967年8月には、この「責任の再配分」は完全に定着していた。それゆえジョンソン大統領のハーワード大学での演説は「より良い生活を求めて、これまでアメリカ黒人が行ってきた長い闘いにとっての意義深

い—私には悲劇的と思われる—転換点となった」(ibid.: 58= 同上:80)。

Steeleによれば、この転換点において黒人には「もう一つの選択肢」があった。それは「公民権運動で勝ち得た大いなる自由に基づいて、個々に起きる差別事象に対してはそのつど徹底的に非難すると同時に、教育、職業訓練、起業に力を入れる」というものであった。しかしこれまで本稿で見てきたように、この途が選ばれることはなかった。選ばれたのは「黒人にこれまで酷い差別をしてきた白人社会に対して、黒人の状態を改善するために過剰な責任を負わせる」ものであった(ibid.: 58= 同上:80)。

黒人が「責任の再配分」の途を選んだ結果見られるようになったのが、白人社会と黒人の「不幸な共生」であった。この「共生」は黒人を自らの状態改善において「客体化(agented)」するものであったがゆえに、とりわけ黒人にとって「不幸な」ものになった。すなわち①この「共生」の下では「社会正義」が過度に重視されたことによって、黒人が抱えているさまざまな問題にしても「社会正義が十分ではない」がゆえに生まれるものとみなされてしまい、その結果、黒人自らがその問題の解決に取り組むことがおろそかになってしまった。また②この「共生」の下では「黒人であること」が、それ自体「アメリカ主流社会で得られる業績に匹敵するほどの価値」をもつようになった結果、黒人のなかに主流社会で競争することを顧みない傾向を生み出した。

1950年代後半から本格化したアメリカ黒人による公民権運動は、その勝利—1964年公民権法と1965年投票権法の成立をもたらした—の後、黒人の状態の改善に失敗したと言わざるをえない。その結果、黒人と白人の社会・経済的地位の差は縮まらないどころかますます開いてしまった。そしてこの黒人の「停滞」を招いたのが、白人社会と黒人の「不幸な共生」であった。それゆえ、この「不幸な共生」関係の成立が、「ポスト公民権運動問題」に対するSteeleの〈第2の解答〉ということになる。

Steeleが提出した2つの〈解答〉はともに、黒人が公民権運動に勝利した後、それが自らの状態の改善につながらなかった原因が何であるかを明らかにするものである。

〈第1の解答〉である、「黒人の「人種的脆弱性」」とは「人種的不安」と「人種的懐疑」から成っていて、黒人が主流社会で白人と渡り合うことを阻んでいた。そしてSteeleは、この「人種的脆弱性」を克服するには、黒人が自らに「批判的な声」(例えば、14歳のSteeleに「人種を口実にして自分を偽ることの安易さを教えてくれた」白人の友人の母親の声)に耳を傾ける必要があると述べていた。

〈第2の解答〉である「不幸な共生」関係についてはどうであろうか? どうしたらそれを回避することができただろうか? Steeleは、1965年に行われたジョンソン大統領のハーワード大学演説に明示されていた白人社会の意思—「黒人の状態の改善は、白人社会の責任で行う」—を、黒人が拒絶したうえで黒人も「主体として」自らの状態の改善に取り組んでいたならば、「不幸な共生」関係は生まれず、したがって公民権運動勝利の後、黒人の状態が悪化することはなかっただろうと考えている。それゆえ黒人がなすべきだったのは、自らの状態の改善に向けて白人社会と「責任を共有する(share responsibility)」ことであった(ibid.: 56= 同上:78)。

したがって、前稿(平川2018)におけると同様、本稿においても「ポスト公民権運動問題」

をめぐる Steele の議論のなかに「黒人と白人の『共同の営み』によって人種差別を克服していく展望」を窺うことができるだろう。⁽⁹⁾

注

- (1) 前稿（平川 2018）では「公民権運動の結果、雇用と教育面で黒人の機会が大幅に拡大したにもかかわらず、1970年代になるとなぜ、大都市中心部のゲットーにおいて黒人の状態が悪化したのか？」という問題を「ポスト公民権法問題」と表現したが、それは不正確であった。なぜなら公民権運動の勝利は、厳密に言えば、投票において黒人に課されていた制約を取り去った1965年投票権法の制定によって達成されたからである。それゆえ本稿では「ポスト公民権運動問題」とする。
- (2) 前稿（同上）では「自己効力感のなさ」を「文化特性」とみなしたが、それは私の間違いであった。なぜなら「自己効力感」概念はアメリカの認知心理学者 A. Bandura によって提唱されたものであり、それは自己に対する他者の働きかけのあり方が、自己の自己認知にどのような影響を及ぼすかということに関わる概念だからである。したがって本稿では「社会心理特性」とする。
- (3) Wilson の議論の全体像については（平川 2010a）参照。
- (4) 訳出に当たっては翻訳書の訳文に適宜、手を加えている。Steele（2006）については、以下も同様。
- (5) T. B. Edsall と M. D. Edsall は、1965年から1990年の「過去25年間」に渡るアメリカ国民の人種差別観について次のように述べている。「過去25年間の世論調査のデータを見ると、アメリカの有権者が——少なくとも記録の上では——人種平等の諸原則にしぶしぶ従うだけの姿勢から、現実にはそれらを実現しようとする姿勢に変わってきたことがわかる。全米のほとんどの地域で、政治家があからさまに人種差別を呼びかけたりすれば政治生命を失いかねない世の中になったわけである」（Edsall and Edsall 1992:13=1995:19）。なお訳出に当たっては手を加えている。
- (6) Steele によれば「ブラック・パワー」とは「中身はないのにそれ自体何か荘厳なものであるかのように思わせる」いわば「虚仮威し」に過ぎないものであった。これに対して藤永は「ブラック・パワーを掲げた黒人ラディカルたち」に共通していたのは、黒人が「既存のアメリカ社会のなかへただ単に統合されることを疑問視し、アメリカ社会の規範を批判する」ことであったと述べている（藤永 2018: 61）。本稿で見た Steele の議論に従えば、藤永の主張の妥当性には疑問を呈せざるをえない。
- (7) (Steele 2006:48-9=2011:67-69) によれば、父親は1900年、南部生まれ。小学校は3年生までで、後は畑で働く。その後トラック運転手になるも組合（「チームスター労組」）には加入を許されなかった。しかし、そうしたなかでも中古の家を3軒買って自力で手を加え、「中の下」階層向けのアパートにして家賃収入を得た。その他にもいくつかの事業を手がけて、ある程度成功した。しかし両親が亡くなるころにはアパートの周りは荒廃した建物ばかりになってしまっていたので、Steele はアパートの維持責任から逃れるために、家賃を滞納していた住人にアパートを無償で提供した。なお（Steele 2008: 27=2008:43）によれば、Steele の母親は白人である。また（Steele 1990:21=1994:24）によれば、Steele の妻も白人である。
- (8) Lyndon Johnson, Howard University Commencement Address 1965 (<http://www.amercanyawp.com/reader/27-the-sixties/lyndon-johnson-howard-university>). なお訳出に当たっては（川島 2014:100）を参考にした。ジョンソン大統領の演説では「長年にわたり鎖につながれていた人に対して……」は「機会の門を開くだけでは十分ではないのです……」の前に来ている。
- (9) 「差別する側」と「差別される側」の「共同の営み」を通して差別（部落差別及び黒人差別）を乗り越えていく試みについては（平川 2010b）、（平川 2012）参照。

文献

- Cashmore, Ellis, ed. 1994: *Dictionary of Race and Ethnic Relations*, 3rd. ed. ; Routledge.
- Edsall, Thomas. B. and Edsall, Marry. D. 1991: *Chain Reaction: The Impact of Race, Rights, and Taxes on American Politics*, W. W. Norton & Company. 飛田茂雄訳『争うアメリカ—人種・権利・税金—』みすず書房、1995年。
- 藤永康政 2018: 「黒人ラディカリズムの『68年』とブラックパワー」『思想』5月号、pp.46-66。
- 平川茂 2010a: 「リベラルと保守を超えて— William J. Wilson の人種関係論をめぐって—」『四天王寺大学紀要』第49号、pp.1-15。
- 平川茂 2010b: 「藤田敬一の『両側から超える』構想を再考する—差別・被差別関係論の展開に向けて—」『四天王寺大学紀要』第50号、pp.1-20。
- 平川茂 2012: 「差別理論の収斂?— M. O. Emerson と G. Yancy の『相互責任アプローチ』論をめぐって—」『四天王寺大学大学院研究論集』第6号、pp.5-19。
- 平川茂 2018: 「Wilson から Steele へ—アメリカ黒人の『人種の脆弱性』をめぐって—」『四天王寺大学紀要』第66号、pp.29-46。
- Johnson, Lyndon 1965: *Howard University Commencement Address*
(<http://www.amercanyawp.com/reader/27-the-sixties/lyndon-johnson-howard-university>).
- 川島正樹 2014: 『アフーマティヴ・アクションの行方—過去と未来に向き合うアメリカ—』名古屋大学出版会。
- Steele, Shelby 1990: *The Content of Our Character: A New Vision of Race in America*; Harper Perennial. 李隆 訳『黒い憂鬱—90年代アメリカの新しい人種関係—』五月書房、1994年。
- Steele, Shelby 2006: *White Guilt: How Blacks & Whites Together Destroyed the Promise of the Civil Rights Era*, Harper Collins Publishers. 藤永康政訳『白い罪—公民権運動はなぜ敗北したのか—』径書房、2011年。
- Steele, Shelby 2008: *A Bound Man: Why We Are Excited About Obama and Why He Can't Win*, Free Press. 松本剛史訳『オバマの孤独—なぜ我々は彼に希望を感じ、同時にその運命を憂うのか—』青志社、2008年。
- 安井倫子 2016: 『語られなかったアメリカ市民権運動史—アフーマティヴ・アクションという切り札—』大阪大学出版会。

Black Americans' "Stagnation" after the Victory: On S. Steele's Answers about the "Post-Civil Rights Movement Problems"

Shigeru HIRAKAWA

Abstract: As the result of the 1964 Civil Rights Act, the 1965 Voting Rights Act and the Affirmative Action Programs that the civil rights movement won, black Americans' opportunities in the employment and the education were substantially enlarged. But, poor black Americans' socio-economic conditions haven't improved. Why so? This is the "post-civil rights movement problems." It was Steele that approached to these "problems" from the unique standpoint different from the liberals and the conservatives. From examining what he had experienced in the latter half of the 1960s, he showed that the "sad symbiosis" between whites and blacks had arisen in those days. Under this "symbiosis", whites who felt very guilty about the racism "were redeemed" from blacks in exchange for the affirmative action. On the other hand, blacks received the "benefits" of the affirmative action in exchange for their redeeming whites. However, this "symbiosis" was too "sad" to blacks because they didn't need to take responsibility for their advancement. However, human beings, individually or collectively, can't improve their socio-economic conditions without taking "full responsibility" for their advancing. Therefore, it is the "sad symbiosis" that has kept blacks in the "stagnation" after the civil rights movement won a decisive victory.

Keywords: white guilt, "white guilt" militancy, sad symbiosis, social justice, blackness